



金沢市公報

号外第 17 号の 2

平成21年(2009年)5月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	を改正する規則	(ものづくり政策課)	2
規 則		告 示		
金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (衛生指導課)	1	金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (教育総務課)		5
ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部				

規 則

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第51号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則(昭和23年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号の2中「昭和35年法律第145号」の次に「。以下この号において「法」という。」を加え、同号ア中「薬事法」を「法」に、「卸売一般販売業以外の一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同号イを次のように改める。

イ 法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者に係る許可に関すること。

第2条第17号の2ウを削り、同号エ中「薬事法」及び「同法」を「法」に、「卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の廃止」を「店舗販売業の廃止」に、「当該卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の管理者等」を「店舗管理者等」に改め、同エを同号ウとし、同号オ中「薬事法」を「法」に、「卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同オを同号エとし、同号カ中「薬事法」及び「同法」を「法」に、「卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同カを同号オとし、同号キ中「薬事法」を「法」に、「卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同キを同号カとし、同ク中「薬事法」を「法」に、「卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同クを同号キとし、同キの次に次のように加える。

ク 法第72条の2第1項の規定による店舗販売業者に対する同項に規定する基準に適合するための業務の体制を整備することの命令に関すること。

第2条第17号の2ケを削り、同号コ中「薬事法」を「法」に、「卸売一般販売業以外の一般販売業の管理者」を「店舗管理者」に改め、同コを同号ケとし、同号ス中「卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同スを同号トとし、同トの前に次のように加える。

チ 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行令(以下「旧令」という。)第49条第2項の規定による同条第1項の申請又は届出があった旨の県知事への通知に関すること。

ツ 改正法附則第14条又は第15条の規定により従前の例によることとされる旧令第49条第2項の規定による同条第1項の申請又は届出があった旨の県知事への通知に関すること。

テ 薬事法施行規則(昭和36年厚生労働省令第1号)第142条において準用する同令第15条の4第2項の規定による郵便等販売の届出に関すること。

第2条第17号の2シを削り、同号サを同号タとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この号において「改正法」という。)附則第14条

又は第15条に規定する者（以下この号において「特例販売業者」という。）に係る改正法附則第14条又は第15条の規定により従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の薬事法（以下この号において「旧法」という。）第35条の規定による特例販売業の許可（当該許可に係る品目の指定を含み、旧法第24条第2項の許可の更新に限る。）に関すること。

サ 特例販売業者に係る改正法附則第14条又は第15条の規定により従前の例によることとされる旧法第38条において準用する旧法第10条の規定による特例販売業の廃止、休止若しくは再開又は当該特例販売業の管理者等の変更の届出の受理に関すること。

シ 改正法附則第14条又は第15条の規定により従前の例によることとされる旧法第69条第2項の規定による特例販売業者に対する報告の徴収又は立入検査に関すること。

ス 改正法附則第14条又は第15条の規定により従前の例によることとされる旧法第69条第3項の規定による特例販売業者に対する報告の徴収又は立入検査若しくは旧法第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物の収去に関すること。

セ 改正法附則第14条又は第15条の規定により従前の例によることとされる旧法第70条第1項の規定による特例販売業に係る医薬品等の廃棄、回収等の措置命令に関すること。

ソ 改正法附則第14条又は第15条の規定により従前の例によることとされる旧法第70条第2項の規定による特例販売業に係る同条第1項に規定する物の廃棄若しくは回収又はその他の処分に関すること。

第2条第17号の2に次のように加える。

ナ 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下この号において「改正省令」という。）附則第33条の規定による郵便等販売の届出に関すること。

ニ 改正法附則第14条又は第15条の規定により従前の例によることとされる改正省令第1条の規定による改正前の薬事法施行規則第159条の規定による特例販売業者に係る指定品目の変更又は追加の申請の受理に関すること。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成21年6月1日から平成24年5月31日までの間に限り、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定により引き続きその業務を行う既存一般販売業者（改正法の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の薬事法第26条第1項の規定による卸売一般販売業以外の一般販売業の許可を受けている者に限る。）に関する第2条第17号の2の規定の適用については、同号ア中「店舗販売業の許可」とあるのは「卸売一般販売業以外の一般販売業（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第1条の規定による改正前の法第26条第1項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業をいう。以下この号において同じ。）の許可（法第24条第2項の許可の更新に限る。）」と、同号イ中「店舗管理者」とあるのは「卸売一般販売業以外の一般販売業の管理者」と、同号ウ中「店舗販売業」とあるのは「卸売一般販売業以外の一般販売業」と、「店舗管理者等」とあるのは「卸売一般販売業以外の一般販売業の管理者等」と、同号エからキまでの規定中「店舗販売業」とあるのは「卸売一般販売業以外の一般販売業」と、同号ケ中「店舗管理者」とあるのは「卸売一般販売業以外の一般販売業の管理者」と、同号ト中「店舗販売業」とあるのは「卸売一般販売業以外の一般販売業」とする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第52号

ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則の一部を改正する規則

ITビジネスプラザ武蔵条例施行規則（平成16年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める

別表（第8条関係）

附属設備使用料

区 分	単 位	金 額
業務用デジタルビデオカメラ	1台につき1時間	350円
民生用デジタルビデオカメラ	1台につき1時間	100円
業務用一眼レフデジタルカメラ	1台につき1時間	200円
民生用一眼レフデジタルカメラ	1台につき1時間	100円
ノンリニア編集機器	1式につき1時間	800円
音声入出力機器	1式につき1時間	100円
マルチメディア編集機能付パーソナルコンピューター	1台につき1時間	200円
パーソナルコンピューター	1台につき1時間	100円

備考 使用者が、営業の宣伝その他これに類する目的をもって附属設備（マルチメディア編集機能付パーソナルコンピューター及びパーソナルコンピューターを除く。）を使用する場合の使用料は、この表により計算した額に10割を乗じて得た額をこの表により計算した額に加算した額とする。

様式第1号その1中

使用希望施設	ビジネスブース ビジネスルーム1 ビジネスルーム2	を
使用希望施設	ビジネスブース ビジネスルーム1 ビジネスルーム2 ビジネスルーム3 ビジネスルーム4	に

改め、同様式その2を次のように改める。

その2

ITビジネスプラザ武蔵使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

ITビジネスプラザ武蔵を使用したいので、次のとおり申請します。

使用の目的	年 月 日 (曜日)			附属設備
使用の日	使用時間区分			
使用施設等	午前 (午前10時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	夜間 (午後6時から 午後10時まで)	
マルチメディア スタジオ 編集室				業務用デジタルビデオカメラ 台 民生用デジタルビデオカメラ 台 業務用一眼レフデジタルカメラ 台
情報化研修室				民生用一眼レフデジタルカメラ 台
研修室 1				
研修室 2				ノンリニア編集機器
研修室 3				音声入出力機器
会議室 1				マルチメディア編集機能付パーソナルコンピューター 台
会議室 2				

平成21年(2009年)5月29日	印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)5月29日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地